

「指定訪問看護事業」 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。(介護保険事業所番号4362290027)

当事業所は、ご契約者に対して指定訪問看護サービス提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを、次の通り説明します。

* 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 黎明福祉会
- (2) 法人所在地 熊本県宇城市三角町里浦2855-5
- (3) 電話番号 0964-54-1108
- (4) 代表者氏名 理事長 石川 洋一
- (5) 設立年月日 昭和62年12月7日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問看護事業所(4362290027)
- (2) 開設年月日 平成12年3月9日
- (3) 事業所の目的 指定訪問看護は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に訪問看護サービスを提供します。
- (4) 施設の名称 豊洋園訪問看護ステーション
- (5) 施設の所在地 熊本県宇城市三角町里浦2855-5
- (6) 電話番号 0964-54-1108
- (7) 事業所長 管理者 成松 照子
- (8) 当事業所の運営方針
 - ① 事業所の従事者は、要介護者または要支援者等の心身の特性を踏まえて、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図ります。
 - ② 本事業の実施に当たっては、関係市町村及び居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日 * 定休日：1月1日～1月3日
受付時間	月曜日～日曜日 8：30～17：30
サービス提供時間	月曜日～日曜日 8：30～17：30
その他	契約により24時間常時連絡可能な体制とする。

* 利用状況により、御相談に応じます。

* 営業時間外対応につきましては、携帯電話による連絡可能な体制とします。

- (10) 通常の実施地域 三角町 不知火町 松橋町 大矢野町 宇土市

3. 緊急時の対応

当事業所では、利用者に対し緊急時の対応としては次の通りです。

- (1) 利用者の申し込みにより24時間連絡可能とします。
- (2) 必要時、緊急訪問及びかかりつけ医師への連絡を行うと共に、連絡困難な場合においては、指定された医療機関への連絡、緊急搬送の措置を講じます。

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> 指定基準を厳守しています。

- (1) 管理者 看護師 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元化に行うと共に自らも訪問看護の提供に当たります。
- (2) 看護職員 看護師 1名 (常勤・管理者と兼務)
看護師 2名 (常勤・兼務)

<主な職員の勤務体制>

看護職員 勤務時間 8:30~17:30

* 17:30 から翌 8:30 まで営業時間外対応として交代にて携帯電話で対応に当たります。

5. 指定訪問看護の内容

(1) 指定訪問看護の内容は次の通りです。

- ① 病状の観察
- ② 医療的処置の実施及び指導 (吸引・酸素吸入・カテーテル管理・褥創処置・内服管理等)
- ③ 看護、介護の実施と相談、指導 (散髪・清拭・入浴・体位保持等)
- ④ 栄養、食事療法に関する相談・指導等
- ⑤ リハビリテーションの相談・指導等
- ⑥ 介護用品の紹介や工夫の仕方の実施
- ⑦ 生活環境の調整と指導
- ⑧ かかりつけ医師への連絡調整及び報告
- ⑨ 行政機関やサービス、他施設等の利用に関する情報提供や調整
- ⑩ その他、医師の指示による処置、介護に関する相談

6. 当事業が提供するサービスの種類と利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画 (ケアプラン) がある場合には、それを踏まえた訪問看護計画に定められます。

(2) 医療保険の給付対象となるサービス

① 要介護認定を受けた場合

利用者の急性増悪期の場合に特別指示書が交付されると14日間に限り医療保険の適応になり、(訪問看護費は算定しない) 訪問看護が継続してできます。また、末期の悪性腫瘍その他厚生大臣が定める疾病等の患者については、医療保険の給付対象となります。

② 要介護認定を受けていない場合

医療上必要であれば、かかりつけ医師の指示書に基づき、医療保険での訪問看護ができます。

- (3) 介護保険給付対象及び医療保険対象の利用料金については、別紙資料1を参照してください。
- (4) その他
- * 平常の時間帯（8：30～17：30）以外の時間帯や、定休日・保険適用外でサービスを行う場合には、料金が割増となります。
割増料金は、介護保険の支給限度額内の範囲であれば、介護保険給付の対象となります。
 - * 衛生材料費（ガーゼ等）・交通費（通常の実施地域を超えた指定訪問看護を実施する場合、1km毎に37円）においては利用者負担となります。
 - * 利用者が、未だ要介護認定を受けていない場合にも、医療上必要であればかかりつけ医師の指示書に基づき、医療保険による訪問看護を提供することができます。
又、必要に応じて介護支援専門員の紹介など必要なサービスを提供することができます。
介護認定を受けた後は、介護保険による給付となります。
(利用者負担：負担割合証の提示に準ずる)

(5) 利用者の支払い方法

前記(1)、(2)のサービスに係わる料金、費用は1ヶ月毎に計算し、翌月10日までに請求致しますので、20日に指定口座より引き落としにされるか（この場合、通帳には「ケイ・エフ・シー」と記帳され、領収証にかえさせていただきます）、または、現金をお渡しください。1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。

7. 利用の中止・変更・追加（契約書第10条）

- (1) 利用の予定日の前にご契約者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たにサービスを追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。但し、利用者の体調不良など正当な事由がある場合には、この限りではありません。
- (2) サービス利用などの変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者提示して協議します。
- (3) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調など正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日迄に申し出があった場合	無料
利用予定日の前日迄に申し出がなかった場合	当日利用料金の10%（自己負担相当額）

8. サービスに関する留意事項

- (1) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の業務依頼の禁止

利用者は契約書第4条及び第5条で定められたサービス以外の業務を事業者依頼することはできません。

②備品などの使用

訪問看護サービス実施のために必要な備品など（水道・ガス・電気などを含む）は無償使用させていただきます。訪問看護員が事業所に連絡する場合の電話も使用させていただきます。

- (2) サービス内容の変更（契約書第11条参照）
サービス利用当日に、利用者の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。
- (3) 訪問看護員の禁止行為（契約書第16条参照）
訪問看護員は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。
 - ①利用者もしくはその家族などからの金銭又は高価な物品などの授受
 - ②飲酒及び利用者もしくはその家族などの同意なしに行う喫煙
 - ③利用者もしくはその家族などに対して行う宗教活動・政治活動・営利活動
 - ④その他、利用者もしくはその家族などに行う迷惑行為
 - ⑤同居の家族などに対するサービスの提供

9. 契約締結からのサービス提供までの流れ

- (1) 居宅介護サービス計画（ケアプラン）がある場合
訪問看護計画の決定…利用者及び、家族に対し説明し、同意を受けます。
↓
ケアプランに基づきサービスの提供
↓
訪問看護計画の変更…利用者及び家族などと協議します。
- (2) 居宅介護サービス計画（ケアプラン）がない場合
介護認定を受けている場合…居宅介護支援事業所等の紹介
↓
訪問看護計画の決定…利用者及び、家族に対し説明し、同意を受けます。
居宅介護サービス計画（ケアプラン）作成
↓
ケアプランに基づきサービスの提供
↓
介護給付対象サービスの場合は、利用料金を一旦全額お支払いして頂きます。
介護認定を受けていない場合…要介護認定の申請に必要な支援を行います。

10. 契約終了に伴う援助（契約書第20条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

11. 事故発生時の対応について

万一事故が発生した場合は、市町村・当該利用者の家族・当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、その他必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

12. 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとします。

1.3. 衛生管理等

- 事業者は従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- 2 感染症の予防及び蔓延防止の為に、事業所は安全で衛生的な環境を整備するとともに、看護師が感染源となることを予防し、また看護師を感染の危険から守る為の備品を備えるなどの必要な対策を講じます。

1.4. 事業継続に向けた取り組み

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な看護サービスを継続的に提供できるよう、事業継続に向けた計画の策定、研修、(シミュレーション)を実施します。

1.5. 苦情の受付について

- 1 事業者は提供した訪問看護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に 迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとします。
- 2 事業者は前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとします。
- 3 事業者は提供した訪問看護サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとします。
- 5 事業者は、提供した訪問看護サービスに係る利用者からの苦情に対して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとします。

(1) 当事業における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

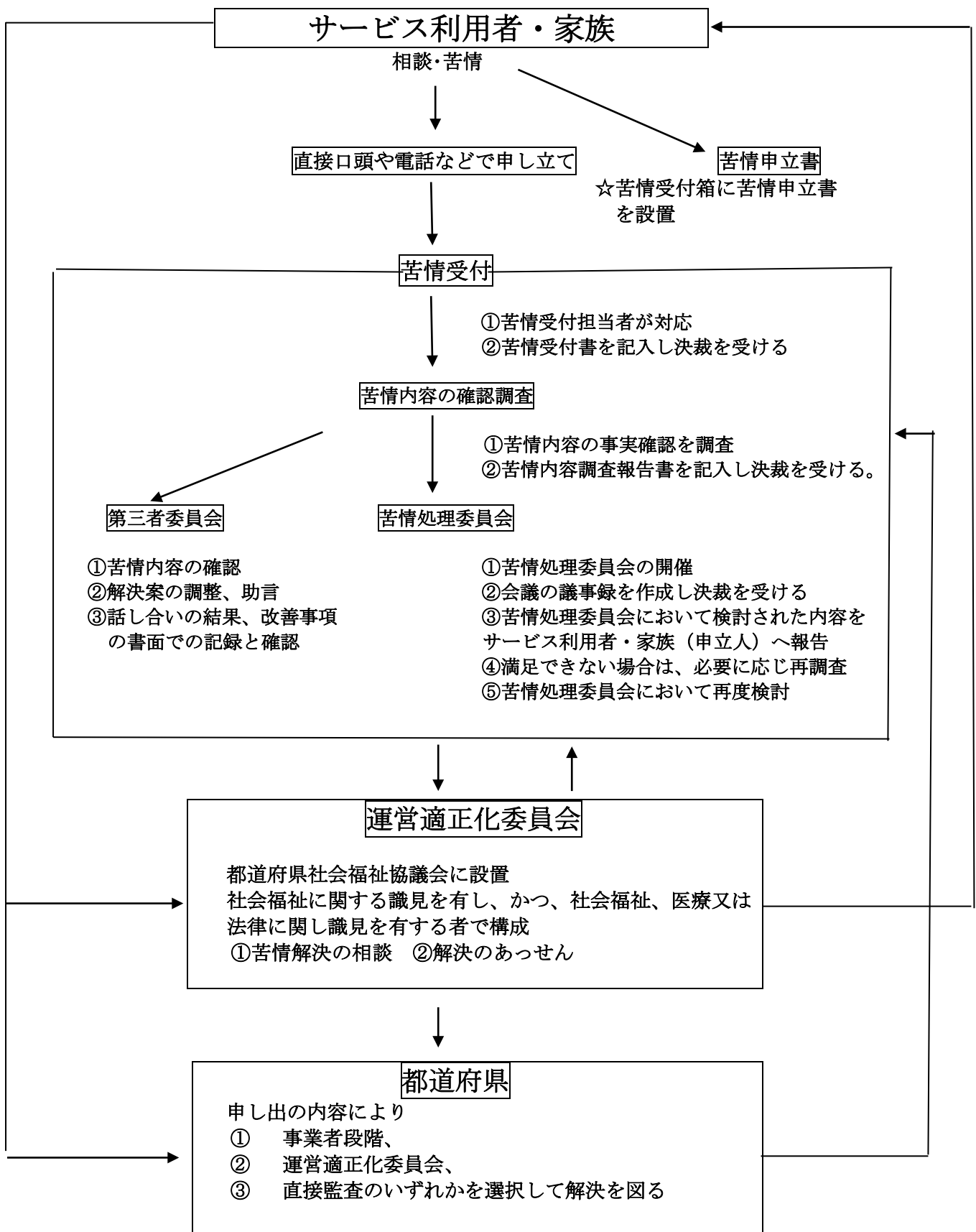
* 苦情受付窓口 管理者 成松 照子

* 受付時間 毎週月曜日～日曜日 8:30～17:30

又、ご意見箱を当センター玄関に設置しています。

(2) サービス内容に関する苦情等相談窓口と対応方法

当センター内の苦情受け付け窓口	窓口責任者 成松 照子 ご利用時間 月曜日～日曜日 8:30～17:30 ご利用方法 電話・FAX 0964-54-1100 0964-54-1102 面接 当センター相談室 ご意見箱 当センター玄関に設置
第三者委員	浦崎 哲也:0964-52-4043 北平 孝次:0964-54-1016
各市町村	《宇城市役所健康福祉部高齢介護課》 電話番号:0964-32-1111 FAX:0964-32-0110 《三角支所総合窓口課 健康福祉係》 電話番号:0964-53-1111 FAX:0964-53-0110 《不知火支所総合窓口課 窓口係》 電話番号:0964-33-1111 FAX:0964-33-0115 《上天草市大矢野支所介護保険係》 電話番号:0964-56-1111 FAX:0964-56-4972 《宇土市福祉課介護保険係》 電話番号:0964-22-1111 FAX:0964-22-5515
熊本県国民健康保険団体連合会	所在地:熊本市健軍2丁目4番10号 熊本県町村自治会館 3F 電話番号:096-365-0811 FAX:096-365-4188 (分館:苦情相談窓口) 電話番号:096-214-1101 FAX:096-214-1105



令和 年 月 日

指定訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定訪問看護 豊洋園訪問看護ステーション

説明者 職名 _____

氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供開始に同意しました。又、居宅介護支援事業所等との連携を図る上で必要な場合は、個人情報を提供することに同意します。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代理人（選任した場合）

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

資料1

	介護保険	医療保険																																														
訪問回数	居宅介護サービス計画に基づく回数 (回数の制限はありません)	癌末期・難病・急性増悪期を除き週3日まで (*ご利用時の身体状況等で回数が異なります。)																																														
利用料金 自己負担額	<p>★負担割合証等の提示に準ずる</p> <p>☆自己負担：1割で表記</p> <p>◆基本単位(1回につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>時間</td> <td>要介護者</td> <td>要支援者</td> </tr> <tr> <td>～20分 (未満)</td> <td>314円</td> <td>303円</td> </tr> <tr> <td>～30分 (未満)</td> <td>471円</td> <td>451円</td> </tr> <tr> <td>30分～60分 (以上) (未満)</td> <td>823円</td> <td>794円</td> </tr> <tr> <td>60分～90分 (以上) (未満)</td> <td>1,128円</td> <td>1,090円</td> </tr> </table> <p>★准看護師・・・上記料金×90% ★理学療法士等 294円 284円 (3回/日以上→ 90% 50%)</p> <p>◆中山間地域等にある小規模事業所の加算 (1回につき所定単位数の10%加算)</p> <p>◆初回加算(初回訪問のみ1回/月) 退院当日の訪問 3,500円 350円 退院日以降の訪問 3,000円 300円</p> <p>◆退院時共同指導加算 (退院・退所につき1回/ *特別管理を要する者は2回) 8,000円 800円</p>	時間	要介護者	要支援者	～20分 (未満)	314円	303円	～30分 (未満)	471円	451円	30分～60分 (以上) (未満)	823円	794円	60分～90分 (以上) (未満)	1,128円	1,090円	<p>★被保険者証等の提示に準ずる</p> <p>☆訪問時間：30～90分</p> <p>◆基本療養費(1日につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>I</td> <td>訪問日数</td> <td>利用料金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3日/Wまで</td> <td>5,050円～5,550円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4日/W以降</td> <td>6,050円～6,550円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>★理学療法士等</td> <td>5,550円</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>(同一建物居住者2人/日以上)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3日/Wまで</td> <td>2,530円～5,550円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4日/W以降</td> <td>3,030円～6,550円</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>(入院患者の外泊中/入院中1回限り *特定疾病者は入院中2回まで)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>8,500円</td> </tr> </table> <p>◆訪問看護管理療養費</p> <table border="1"> <tr> <td>初日/月</td> <td>7,670円～13,230円</td> </tr> <tr> <td>2日目以降</td> <td>3,000円</td> </tr> </table>	I	訪問日数	利用料金		3日/Wまで	5,050円～5,550円		4日/W以降	6,050円～6,550円		★理学療法士等	5,550円	II	(同一建物居住者2人/日以上)			3日/Wまで	2,530円～5,550円		4日/W以降	3,030円～6,550円	III	(入院患者の外泊中/入院中1回限り *特定疾病者は入院中2回まで)				8,500円	初日/月	7,670円～13,230円	2日目以降	3,000円
時間	要介護者	要支援者																																														
～20分 (未満)	314円	303円																																														
～30分 (未満)	471円	451円																																														
30分～60分 (以上) (未満)	823円	794円																																														
60分～90分 (以上) (未満)	1,128円	1,090円																																														
I	訪問日数	利用料金																																														
	3日/Wまで	5,050円～5,550円																																														
	4日/W以降	6,050円～6,550円																																														
	★理学療法士等	5,550円																																														
II	(同一建物居住者2人/日以上)																																															
	3日/Wまで	2,530円～5,550円																																														
	4日/W以降	3,030円～6,550円																																														
III	(入院患者の外泊中/入院中1回限り *特定疾病者は入院中2回まで)																																															
		8,500円																																														
初日/月	7,670円～13,230円																																															
2日目以降	3,000円																																															
どちらか																																																
その他	<p>利用者の急性増悪の場合に特別指示書が交付されると14日に限り医療保険の対象となります。</p> <p>末期癌の悪性腫瘍その他厚生大臣が定める疾患などの利用者については、医療保険の対象となります。</p>	<p>○義務教育就学前(～6歳まで) →訪問看護に要する費用の2割</p> <p>○義務教育就学後～70歳未満 (医療保険の被保険者・被扶養者) →訪問看護に要する費用の3割</p> <p>○70～74歳→訪問看護に要する費用の2割 *一定所得以上の方→訪問看護に要する費用の3割</p> <p>○後期高齢者医療(75歳以上/65歳以上の障害認定者) →訪問看護に要する費用の1割 *一定所得以上の方→訪問看護に要する費用の2～3割</p>																																														
利用料の 支払い方法	<p>1ヶ月毎に計算し、ご請求致します。</p> <p>① 翌月20日に口座引き落とし ② 現金のお支払い</p>	左記に同じ																																														

介護保険（自己負担：1割で表記）

◆早朝・夜間・深夜加算（1回につき）

早朝（6：00～8：00） 所定単位数の25%加算
 夜間（18：00～22：00） 所定単位数の25%加算
 深夜（22：00～6：00） 所定単位数の50%加算

◆緊急時訪問看護加算（1月につき）

利用料金	自己負担
5,740円	574円

◆同一建物等居住者減算（1回につき）

所定単位数の10%減算

◆特別管理加算（1月につき）

I	5,000円	500円
II	2,500円	250円

◆ターミナルケア加算（死亡月）

25,000円	2,500円
---------	--------

◆複数名訪問加算（1回につき）

I（看護師等）	30分未満	2,540円	254円
	30分以上	4,020円	402円
II（看護補助者）	30分未満	2,010円	201円
	30分以上	3,170円	317円

◆長時間訪問看護加算（1回につき）

90分以上	3,000円	300円
-------	--------	------

◆看護・介護職員連携強化加算（1月につき）

2,500円	250円
--------	------

◆看護体制強化加算（1月につき）

I	5,500円	550円
II	2,000円	200円

◆サービス提供体制強化加算（1回につき）

60円	6円
-----	----

◆その他の利用料金

・衛生材料費（ガーゼ等）・交通費（通常の実施地域を超えた指定訪問看護を実施する場合、1km毎に37円）

*通常料金（P8・9に記載）に**その他の利用料金**が追加されます。

<その他>

◆**看護体制強化加算**：地域における訪問看護体制整備の取組推進を図る為、医療機関と訪問看護ステーションが相互に連携致します。

◆**ターミナルケア加算**：「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上、対応致します。

◆**複数名訪問加算**：看護補助者とは、訪問看護を担当する看護師等の指導の下に、療養生活上の世話（食事・清潔・排泄・入浴・移動等）の他、居室内の環境整備、看護用品及び消耗品の整理整頓等といった看護業務の補助を行う者の事で、資格・人員基準に問われない。

◆**理学療法士等による訪問**：理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを看護職員の代わりにさせる訪問である。

医療保険（被保険者証等の提示に準ずる）

- ◆夜間・早朝・深夜訪問看護加算（1回につき）
 - 早朝（6：00～8：00） 2,100円加算
 - 夜間（18：00～22：00） 2,100円加算
 - 深夜（22：00～6：00） 4,200円加算
 - ◆複数名訪問看護加算
 - [同一建物居住者2人/日以上]
 - 看護師等（週1日） 3,400～4,500円
 - 看護補助者（週3日） 2,700～3,000円
 - 看護補助者（複数回対象者）
 - 2回/日 5,400～6,000円
 - 3回/日以上 9,000～10,000円
 - ◆訪問看護ターミナルケア療養費（死亡月）
 - 1. 25,000円
 - 2. 10,000円
 - ◆退院時共同指導加算
 - （退院・退所につき1回）
 - *難病・特別管理を要する者は2回）
 - 8,000円
 - ◆退院支援指導加算（退院日）
 - 6,000円
 - 長時間の場合 8,400円
 - ◆在宅患者緊急時等カンファレンス加算
 - （2回/月限り） 2,000円
 - ◆看護・介護職員連携強化加算
 - （1月につき） 2,500円
 - ◆乳幼児加算（1日につき）
 - ①別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合 1,800円
 - ②上記以外 1,300円
 - ◆その他の利用料金
 - ・休日料金（日・年始）・・・自己負担で2000円/回
 - ・衛生材料費（ガーゼ等）・交通費（通常の実施地域を超えた指定訪問看護を実施する場合、1km毎に37円）
 - ・エンゼルケア料（死後の処置）・・・10,000円
 - *通常料金（P8・10に記載）にその他の利用料金が追加されます。
 - ◎ 平常の時間帯（8：30～17：30）以外の時間帯や、定休日・保険適用外でサービスを行う場合には、料金が割増されます。
 - 割増料金は、介護保険の支給限度額内の範囲であれば、介護保険給付の対象となります。
 - ◎ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合でも、医療上必要であればかかりつけ医師の指示書のもと、医療保険にて訪問看護は行うことができます。また、必要に応じて介護支援専門員の紹介など必要なサービスを提供します。介護認定を受けた後は、介護保険による給付となります。（利用者負担：負担割合証の提示に準ずる）
 - ◎ 介護保険・医療保険からの給付額に変更があった場合には、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更致します。
- ◆緊急訪問看護加算（1日につき）
 - 14日目迄 2,650円
 - 15日目以降 2,000円
 - ◆24時間対応体制加算（1月につき） 6,520円
 - ◆難病等複数回訪問加算（1日につき）
 - [同一建物居住者2人/日以上]
 - 2回/日 4,000～4,500円
 - 3回/日以上 7,200～8,000円
 - ◆長時間訪問看護加算
 - （週1回につき/15歳未満の〔準〕超重症児は週3回） 5,200円
 - ◆特別管理加算（1月につき）
 - I 5,000円
 - II 2,500円
 - ◆特別管理指導加算
 - （左記の退院時共同指導加算者が特別管理加算者の場合） 2,000円
 - ◆在宅患者連携指導加算（1月につき） 3,000円
 - ◆特別地域訪問看護加算（1回につき）
 - 基本療養費の50%加算
 - ◆訪問看護情報提供療養費
 - （情報提供先につき、情報提供月に1回） 1,500円